

雇用・能力開発機構の業務方法書（新旧対照表）

新	旧
<p><u>第4条 削除</u></p> <p>（中小企業基盤人材確保助成金等の支給等業務）</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第7条第1項各号に係るものとして、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 雇保則第118条第1項に規定する人材確保等支援助成金（同項に規定する<u>中小企業基盤人材確保助成金</u>及び<u>中小企業人材確保推進事業助成金</u>に限る。）を支給すること。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（財形持家転貸貸付け等の貸付けの条件の変更に関する暫定措置）</p> <p>第8条 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が離職、転職等を余儀なくされたことにより当該財</p>	<p>（若年者のキャリア形成支援等を行うための施設の設置運営等業務）</p> <p><u>第4条 機構は、機構法第11条第1項第1号の業務として、主として若年者のキャリア形成を支援する拠点として、労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行う施設の設置及び運営を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する施設の運営の業務に要する費用の一部について、適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>（中小企業人材能力発揮奨励金等の支給等業務）</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第7条第1項各号に係るものとして、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 雇保則第118条第1項に規定する人材確保等支援助成金（同項に規定する<u>中小企業人材能力発揮奨励金</u>、<u>中小企業基盤人材確保助成金</u>及び<u>中小企業人材確保推進事業助成金</u>に限る。）を支給すること。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（財形持家転貸貸付け等の貸付けの条件の変更に関する暫定措置）</p> <p>第8条 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が離職、転職等を余儀なくされたことにより当該財</p>

形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となり、かつ、平成23年3月31日までの間にその旨の申出があった場合には、機構が別に定めるところにより、財形持家転貸貸付けの貸付けの条件の変更を行うことができる。ただし、当該勤労者の収入金額が機構が別に定める基準を超えるときは、この限りでない。

2 (略)

形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となり、かつ平成22年3月31日までの間にその旨の申出があった場合には、機構が別に定めるところにより、財形持家転貸貸付けの貸付けの条件の変更を行うことができる。ただし、当該勤労者の収入金額が機構が別に定める基準を超えるときは、この限りでない。

2 (略)